

令和8年度 入園のご案内

保育園・乳児園・幼児園（2号認定）



刈谷市役所 子ども課 管理係

TEL (0566) 62-1014

FAX (0566) 24-3481

◎新設園や乳児園への移行など、昨年度からの変更点があります。

◎巻末の入園Q & Aについても、関係する設問をご確認ください。

注：本冊子及びその他子ども課からの案内に関して、平日とは、「土日祝日・振替休日及び年末年始を除く日」のことを指します。

目次

1	保育園・乳児園・幼稚園・クラス年齢について.....	1
2	入園基準.....	2
3	申込みから入園までの流れ.....	3
4	申込みに必要な書類.....	5
5	入所選考基準.....	7
6	市内保育園・乳児園・幼稚園の所在地・定員等.....	10
7	保育時間(園児受入時間)と休園日.....	12
8	延長保育.....	13
9	休日(祝日)保育.....	13
10	ならし保育.....	13
11	転園.....	14
12	乳児園への移行について.....	14
13	保育料・給食費.....	15
14	保育園・乳児園・幼稚園入園Q&A.....	17

1 保育園・乳児園・幼児園・クラス年齢について

(1) 保育園・乳児園とは

保育園は0歳児～5歳児クラス、乳児園は0歳児～2歳児クラスを入園対象とした児童福祉施設で、保護者の就労や、病気などの理由により家庭内で保育を必要とする状態にある児童を保護者に代わって保育することを目的としています。集団生活に慣れるためや、社会生活を身につけるためなどの理由で入園（通園）はできません。

(2) 幼児園とは

幼児園は教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園であり、幼稚園(幼児教育)と保育園(保育)の両方の機能を併せ持つ施設です。3歳児クラス以上を入園対象とした、従来の幼稚園利用の子ども(1号認定)と保育園利用の子ども(2号認定)双方が在園できるため、保育園とは異なり、保護者が退職や休職等となり保育の必要性がなくなった場合でも1号認定として継続在園することができます。1号認定は自動車送迎不可であり、基本時間は月～金(午前8時40分～午後2時30分)です。

また、各小学校区にありますので、ご自宅から比較的近いことや、お住まいの学区の幼児園を選択されると、お子様の小学校就学の一助になることが期待できます。

(3) クラス年齢

保育園・乳児園・幼児園における入園児童の年齢とは、下記の「クラス年齢」です。入園年度の4月1日現在の年齢が、クラス年齢となります。誕生日を迎えても、年度中はクラス年齢に変更はありません。

※乳児園在園児も2歳児クラスの年度末である3月31日まで在園できます。

	生年月日	クラス年齢	小学校就学前までの期間	対象施設
3歳未満児	令和8年4月2日～令和9年4月1日	0歳児	令和15年3月31日	保育園 乳児園
	令和7年4月2日～令和8年4月1日		令和14年3月31日	
	令和6年4月2日～令和7年4月1日	1歳児	令和13年3月31日	
	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2歳児	令和12年3月31日	
3歳以上児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	3歳児(年少)	令和11年3月31日	保育園 幼児園
	令和3年4月2日～令和4年4月1日	4歳児(年中)	令和10年3月31日	
	令和2年4月2日～令和3年4月1日	5歳児(年長)	令和9年3月31日	

2 入園基準

保育園・乳児園・幼稚園（2号認定）へ入園できる児童は、刈谷市に住民登録があって実際に刈谷市に居住しており、保護者が以下の入園基準を満たす場合です。

幼稚園（1号認定）については、手続きが異なりますので、詳しくは市HP又は「かりや市民だより 令和7年10月1日号」をご覧ください。

保育を必要とする理由		基 準	
就 労	居宅内・外で労働をしているため、その児童の保育が必要とされる場合	外勤	<u>実働月 60 時間以上</u> の仕事をしている場合 ※休憩時間・残業時間を除く。 ※月間の就労時間は4週間で換算する。
		農業	就労時間は外勤に準ずる。 1年間を通じて仕事に従事しており、耕作面積が稲作に換算して10a以上である場合
		自営業	就労時間は外勤に準ずる。
		居宅内労働	
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない場合	<u>出産予定日の8週間前の月の1日から、出産日の8週間後の日の属する月の末日までの期間</u> にある場合（出産日が予定よりも前後した場合、入園期間が変更になる可能性があります。） 《期限付入園》	
疾病・障害	保護者自身が病気にかかり、負傷し、又は心身に障害がある場合	医師の診断書又は障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の病気、又は心身に障害があると認められる場合 《期限付入園》	
介護等	長期に病気又は心身に障害がある家族を介護等している場合	常時、付き添っての介護等に従事している場合 （要介護者の介護、入院患者の看護、通院・機能回復訓練等） 《期限付入園》	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合 《期限付入園》	
就学	保護者が就学している場合	<u>月 60 時間以上</u> の就学（在校していることが必要）をしている場合 《期限付入園》	
求職活動	保護者が求職活動をする場合	<u>入園日から起算して 60 日目の属する日の月末までに</u> 入園基準を満たす就労を開始すること 《期限付入園》	
その他		上記以外で保育が必要とされる状態にある場合 （3歳児クラス以上で育休中、虐待やDVのおそれがある場合等）	

3 申込みから入園までの流れ

(1) 一斉申込期間中（令和7年10月1日～10月24日まで）に令和8年度入園を申込みの場合

手続きの流れ	時期	内容
① 入園のお知らせ	10月1日	市民だより(10月1日号)・市HPに入園案内を掲載します。
② 申込書等の入手		保育園・乳児園・幼稚園で申込書等を配布します。 市HPでもダウンロードできます。
③ 申込書等提出 児童の面接 (期限厳守) ※令和8年度全体 (4月から3月まで) の入園希望者を募集 ※出産前のお子様でも 申込み可	<p>【一斉申込期間】</p> <p>《書面提出》 10月1日(水)～ 10月24日(金) 各日8:30から 17:15まで</p> <p>※土日祝を除く。ただし、保育園・乳児園のみ土曜日の午前中も受付可。</p> <p>《オンライン申込み》 10月17日(金)まで (24時間受付)</p>	<p>《書面提出の方》 <u>第1希望の園へ</u> 期間内に必要書類を提出してください。</p> <p>《オンライン申込みの方》 10月17日(金)までにオンライン申込みを行ってください。 <u>併せて、第1希望園に面接の予約電話をしてください(面接期限は11月28日(金))。</u> <u>面接時、P24の「児童面接票」を持参してください。</u></p>  <p>《申込者全員》 <u>お子様の面接を第1希望園で行います。申込書等の提出時にお子様と一緒にお願いします(オンライン申込みの方は、「児童面接票」)。</u></p> <p>※必要書類の不足や記載不備があると受付無効となり、随時申込になります。期限までに全て揃えて提出してください。 <u>※提出書類は実態調査で内容を確認する場合がありますので、必ずコピーや画像等を保管しておいてください。</u></p>
④ 実態調査	11月4日(火)～ 12月19日(金)	申込書について、必要に応じて、子ども課から内容及び実態の確認のため、電話をします。 不在の場合は、折り返し連絡をお願いします。
⑤ 入園審査・入園決定	12月～1月	申込書等の内容や就労実態調査の結果を踏まえ、決定します。
⑥ 入園内定・決定の通知	1月下旬頃	<p>《入園が内定・決定した方》 利用承諾書・内定通知書、保育料等口座振替の用紙、ICTシステム登録手順(該当園のみ)等の案内を郵送します。</p> <p>《入園が決定しなかった方》 保留通知書を郵送します。 その後、審査は随時申込として年度中継続され、在園児の退園等により、入園の可能性が出た場合のみ連絡します。</p>
⑦ 健康診断、面談等	2月下旬～3月中旬	入園が決まった保育園・乳児園・幼稚園で行います。

(2) 随時申込の方（認可外保育施設希望者を含む）

手続きの流れ	時 期	内 容
① 入園相談 (保育園等利用相談 記録書の提出)	随時	<u>入園希望月の2か月前の15日まで(休日の場合はその直前の平日まで)</u> に入園相談の受付を行ってください。 期限を過ぎると、入園希望月の翌月以降の審査となります。
② 内定連絡	入園内定月の2か月前の月末	在園児の退園等により、 <u>入園の可能性が出た方に電話にて連絡します。</u> ※入園できないという連絡はありません。 <u>※連絡がなく、入園ができなかった方については、年度中、自動的に次の月の審査対象となります。</u>
③ 申込書等の提出と面接	入園内定月の前月10日まで(休日の場合はその直前の平日まで)	内定連絡があった方は、P5の申込書等を提出してください。 申込書等は、子ども課の窓口等にて配付します。入園内定月の前月10日までに子ども課へ提出してください。 <u>※お子様の面接も行いますので、提出時に一緒にお越しください。</u>
④ 実態調査	入園内定月の前月19日まで	申込書について、必要に応じて、子ども課から内容及び実態の確認のため、電話をします。
⑤ 入園審査・入園決定 入園決定の連絡	入園内定月の前月20日頃	申込書等の内容や就労実態調査の結果を踏まえ、決定します。入園可能な場合は、電話で連絡します。 ※後日、利用承諾書等を在籍園を通じてお渡しします。
⑥ 園での面談・保育に関する説明	入園内定月の前月20日過ぎ	入園が決定した場合は、入園の決まった園に電話して面談の日時を決めてください。当日はお子様と一緒に園に行き、説明を受けてください。

(3) 留意事項

- 「オンライン申込み」と「書面提出」の選択に当たっては、申込前に園の様子に関する質問がその場で可能であり、子どもの面接もあわせて行うことができる「書面提出」をおすすめしています。オンライン申込みは、一斉申込期間に市外にいらっしゃる方など、期間内に園を訪問することが難しい保護者にとってメリットのあるサービスです。
- 令和8年度の一斉申込を行い、その後、令和7年度の随時申込において入園決定となった場合は、令和8年度の一斉申込は自動的に取下げとなります。また、入園申込みは、年度限りの審査となりますので、翌年度分は改めて申込みが必要です。
- 海外在住の方の面接等に関する情報については、市HPから子ども課へお問い合わせください。お問い合わせフォームの本文に「令和8年度一斉申込相談 子どもの氏名 生年月日 予定住所」を入力してください。
- 入園後に勤務時間を短縮するなど、申込み時又は入園時から保育の優先度が下がるような状況変更があった場合は、自主的に退園届を提出いただき、改めて随時申込をしていただく必要があります。
- 時短の取得時間が未定の場合は、求職活動の区分になりますので、申込時点で時短の取得時間を決定していただくようお願いします。(勤務先が証明できない場合は、申込書の備考欄に見込みの時短取得時間を記入していただければ、その時間で審査することができます。入園後、時短の取得時間が記載された就労証明書を在籍園に改めて提出してください。)

4 申込みに必要な書類

(1)～(3)のうち、該当する書類を提出してください。

なお、家族の状況や就労内容等が変更になる場合は、申込中、入園後いずれにおいても必ずご連絡ください。

(1) 申込者全員

次表のうち①及び②と、③の中の該当するものを提出してください。

必要な書類等			発行場所等		
① 保育所等利用申込書 ② 子どものための教育・保育給付認定申請書			子ども課窓口 子ども課HP		
} 申込みする児童ごとに1部ずつ					
③ 入園基準を満たすことを証明するもの 〔父母等とも〕	就労	就労証明書	刈谷市指定の様式により提出 ※保護者記載欄以外は勤務先に記入を依頼してください。	勤務先	
		附属書類	正 規	雇用証明書、雇用契約書等の写し ※正規雇用であることが分かるもの 上記が提出できない場合は、給与明細等の直近2か月分の写しでも可	勤務先
			パート派遣等	タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの	勤務先
			自営業	確定申告書の写し(家族従業員の場合は、専従者給与の支給状況が分かる部分) ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届受理票 ※必要に応じ、就労実態の分かるもの(受注実績等)	税務署
				農 業	農家基本台帳等(出荷記録を含む)の写し(本人が事業主の場合)
	妊娠・出産	母子手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し	保健センター等		
	疾病・障害	医師の診断書、障害者手帳の写し、医療的ケア判定スコア票 ※診断書は期間、保育ができないことの記載がされていること。	医療機関 福祉総務課等		
	介護等	常時の看護を必要とする旨の分かる診断書、障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し、医療的ケア判定スコア票等			
	就学	在学証明書、授業時間の分かるもの(カリキュラム等)	学校		
	求職活動	求職活動・起業準備申立書兼誓約書	子ども課HP		

(2) 令和7年1月2日以後に刈谷市に転入された方

「令和7年度(令和6年分)市町村民税課税証明書」又は「子どものための教育・保育給付認定申請書にマイナンバーを記載」(いずれも父母等ともに必要)

※市町村民税課税証明書は1月1日時点で住民登録のあった市町村役場の市町村民税担当課で発行

※個人番号記載の場合は、「個人番号カードの写し」もしくは「申請者の個人番号確認書類(マイナンバー記載有りの住民票の写し等)及び身元確認書類の写し」を添付

(3) その他

対象者	必要な書類等	発行場所等
前年に海外駐在歴のある保護者(入園後も同様)	所得証明書又は給与明細書の写し(1月1日から12月31日まで)	勤務先
他の保育園、幼稚園に在園している児童	独立行政法人日本スポーツ振興センターの入園年度の加入証明(4月入園の場合は不要です。私立保育園、幼稚園等の場合は、施設長に加入の有無をご確認ください。)	在園する施設等
食物アレルギーのある児童	アレルギー検査結果の写し	医療機関等
外国人の方	在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面)	入国管理官署
障害のある児童・同居家族	障害者手帳の写し	福祉総務課

※保育の必要性の確認のため、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

令和8年度入園一斉申込チェックシート

令和7年10月24日（金）までに申込書等を第1希望の園に提出してください。

※上記期限を過ぎた場合（書類が揃えられなかった場合も含む）、随時申込の取扱いになり、入園が難しくなりますので、期限厳守をお願いします。

※希望園の園名と所在地は、必ず令和8年度版の入園案内でご確認ください。

確認欄

以下の事項を確認し、確認欄をチェックの上、本シートと合わせて提出をお願いします。

① ■「保育所等利用申込書」の代表保護者と署名者の名前は同一ですか。
 ※代表保護者は父、母、養父、養母ほか、保護者であれば、どなたでも構いませんが、**育児休業を延長する場合に必要な入園保留通知は代表保護者の名前で発行されます。**

② ■「子どものための教育・保育給付認定申請書」の保護者氏名は代表保護者ですか。
 令和7年1月1日時点で、刈谷市に住民票がある方は、個人番号の記入は不要です。
 ※既に記載している場合は、黒く塗りつぶしてください。裏面も記載箇所がありますので、ご確認ください。

■「子どものための教育・保育給付認定申請書」の裏面に記載の添付書類は用意しましたか。
 ※例えば、父・母ともに就労の方は、それぞれの就労証明書が必要です。

③ ■就労で申込の方は就労証明書を用意しましたか。就労条件は**入園後の就労条件**になっていますか。
 ※例えば、出産前はフルタイムだったが、復職後は時短勤務となる場合、時短であることがわかる就労証明書を提出する必要があります。
※審査の公平性を保つため、入園後、原則、入園（申込）時の勤務時間を短くすることはできません。勤務先に確認の上、申込時又は入園時以降で、保育の優先度が下がらないような勤務時間等で申し込んでください。

■就労で申込の方は、就労証明書の附属書類を用意しましたか。

就労形態	就労証明書の附属書類
正 規	雇用証明書、雇用契約書等の写し ※正規雇用であることが分かるもの 上記が提出できない場合は、給与明細等の直近2か月分の写しでも可
パート 派遣等	タイムカード、出勤簿、給与明細等の直近2か月分の写し ※勤務日数・勤務時間の分かるもの ※育児休業からの復職や、新規就労の方については、入園した後に2か月分の就労実績を確認しますので、タイムカード等を園に提出してください。調査の結果、申込み時以上の就労が確認できれば、継続入園となります。
自営業	確定申告書の写し（家族従業員の場合は、専従者給与の支給が分かる部分） ※新規開業等により、確定申告書がない場合は開業届受理票 ※必要に応じて、就労実態のわかるもの（受注実績等）
農 業	農家基本台帳等（出荷記録を含む）の写し（本人が事業主の場合）

④ ■令和7年1月1日時点で、刈谷市外に在住の方は、「子どものための教育・保育給付認定申請書」へマイナンバーを記入、もしくは令和7年度分の課税証明書を用意しましたか。
 （令和7年1月1日時点で市内在住の保護者は不要）
 ※令和8年9月1日以降入園希望児童は、令和7年度分課税証明書は必要ありません。
 ※マイナンバーを記入した場合、代表保護者の「個人番号カードの写し」もしくは「個人番号確認書類*及び身元確認書類*の写し」を同封の上、封筒に封入・封緘して提出してください。
 ・個人番号確認書類：マイナンバーが記載された住民票の写し等
 ・身元確認書類：公的機関が発行した写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）
 ※前年に海外駐在歴のある保護者は、勤務先が発行する所得証明書が必要になります。

（）令和7年1月1日時点で市外在住の方

⑤ ■外国籍の方・これから外国籍になられる方は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面）を添付していますか。

（）

5 入所選考基準

保育の優先度を指数一覧表に基づき、次の方法により点数化し、点数の高い順に入園決定を行います。

- 基礎点：父等・母等それぞれに、「保育を必要とする理由」から該当する最も点数の高い1項目を適用
- 世帯加算：世帯や就労状況、入園希望の園など、該当する項目を世帯に適用
- 世帯減算：入園希望月や入園辞退など、該当する項目を世帯に適用



なお、同点の場合は、次の順に入園決定を行います。

- ①希望順位の高い方
- ②父等・母等の基礎点合計が高い方
- ③最も高い世帯加算の項目の高い方

令和8年度指数一覧表

I 基礎点

番号	保育を必要とする理由	内 容	父等配点	母等配点	
1	就労 ※休憩時間・残業時間を除き、就労時間は4週間で換算	月 150 時間以上（フルタイム）	(7.5 時間/日)	170	170
2		月 140 時間以上	(7.0 時間/日)	155	155
3		月 130 時間以上	(6.5 時間/日)	140	140
4		月 120 時間以上	(6.0 時間/日)	125	125
5		月 110 時間以上	(5.5 時間/日)	95	95
6		月 100 時間以上	例：週 5 日勤務の場合 (5.0 時間/日)	80	80
7		月 90 時間以上	(4.5 時間/日)	65	65
8		月 80 時間以上	(4.0 時間/日)	50	50
9		月 70 時間以上	(3.5 時間/日)	35	35
10		月 60 時間以上	(3.0 時間/日)	20	20
11		月 60 時間未満		—	—
12	妊娠・出産	産前産後 ※既入園者及び入園内定者は、当該理由の再審査なし	/	100	
13	疾病・障害	入院		180	180
14		週 3 日以上の通院により保育不可		100	100
15		週 3 日未満の通院により保育不可		50	50
16		特定疾病（介護保険制度）等により常時病臥		180	180
17		保育不可の診断書		70	70
18		身体 1 級及び 2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケアスコア 32 点以上		160	160
19		身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケアスコア 16 点以上		130	130
20		身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケアスコア 3 点以上		100	100
21	上記以外		25	25	
22	介護等	同居親族を介護、看護 (要介護 3～5、身体 1～2 級、療育 A、精神 1 級、医療的ケアスコア 32 点以上)		160	160
23		同居親族を介護、看護 (要介護 1～2、身体 3 級、療育 B、精神 2 級、医療的ケアスコア 16 点以上)		130	130
24		同居親族を介護、看護 (身体 4～6 級、療育 C、精神 3 級、医療的ケアスコア 3 点以上)		100	100
25		別居親族を介護、看護 (要介護 1～5、身体 1～3 級、療育 A・B、精神 1～2 級、医療的ケアスコア 16 点以上)		80	80
26		上記以外		35	35
27	災害復旧	災害復旧		250	250
28	就学	就学時間月 60 時間以上		10	10
29	求職活動	失業（生計中心者）		80	80
30		上記以外		15	15
31	不存在	死亡・離婚・未婚等 ※単身赴任の場合は「不存在」ではなく「就労」の区分を適用		170	170
32	その他	虐待など児童福祉相談センター等が保育が必要な家庭と判断		250	250

II 世帯加算

番号	内 容		世帯配点						
33	世帯	ひとり親家庭	祖父母別居	該当する 指数のみ 加算	31				
34			祖父母同一敷地内		11				
35			生活保護世帯	21					
36			里親世帯	21					
37	保育を必要とする理由「就労」	就労かつ	育休復職者	該当する 最も高い 指数のみ 加算	3				
38			事業所都合による単身赴任		3				
39			父母共に土日勤務あり ※労働者に就労時間の裁量がある場合を除く		7				
40			保育に関する 仕事		市内に従事	26			
41					市外に従事		13		
42			疾病 障害		本人が、要介護3～5、身体1～2級、療育A、精神1級 医療的ケアスコア32点以上	30			
43							本人が、要介護1～2、身体3級、療育B、精神2級 医療的ケアスコア16点以上	25	
44								本人が、身体4～6級、療育C、精神3級 医療的ケアスコア3点以上	20
45									上記以外の疾病等手帳交付を受けている
46					疾病等により保育不可の診断を受けている			10	
47	介護等	基礎点22番に該当する同居親族を介護、看護		30					
48		基礎点23番に該当する同居親族を介護、看護		20					
49		基礎点24番に該当する同居親族を介護、看護		15					
50		基礎点25番に該当する別居親族を介護、看護	10						
51	双子以上	双子の同時申込 ※同時に申込みをしている双子以外にも適用	10						
52		三つ子の同時申込 ※同時に申込みをしている三つ子以外にも適用	40						
53	認可外等在園	市内の認可園以外に在園中で認可園希望申込	9						
54	乳児園児	乳児園2歳児進級希望調査提出 ※調査提出していないきょうだいにも適用	該当する 最も高い 指数のみ 加算	14					
55	希望園	育休退園している児童がその園を希望 【該当園で加算】 ※育休退園していないきょうだいにも適用		15					
56		きょうだいが在園している保育園・乳児園を希望 【該当園で加算】		13					
57		きょうだいが保育園・乳児園・幼児園（2号認定）に在園又は入園申込中		4					
58		希望園に乳児園・幼児園あり ※富士松南保育園・東刈谷保育園の0歳児クラス希望を含む		11					
59		希望園が6園以上		7					
60		希望園が3～5園		3					
61	小学校区の幼児園を第1希望	31							
62	その他	特に支援が必要と認められる場合等	1～100						

III 世帯減算

番号	内 容	世帯配点
63	入園希望月が5月～3月（月ごとに11点ずつ減算） ※育休復職者かつ希望園が市直営のみの方を除く ※認可外等在園加算の追加・取消の場合は、変更月からの減算は適用されない	△11～△121
64	入園辞退	△31
65	自営業かつ所得割57,700円未満（受注実績等の客観的に就労実態が分かる資料添付により減算なし）	△31
66	転園 ※乳児園からの進級、新規開園の園への転園、富士松南保育園・東刈谷保育園の乳児園への移行に伴う転園、市内転居等によるやむを得ない転園の場合を除く	△151
67	育休中（見込みを含む）で3歳児クラス以上に申込	△250
68	保育料等滞納	△300
69	刈谷市外からの広域入所（刈谷市内に里帰り） ※転入の場合を除く	△350
70	刈谷市外からの広域入所（刈谷市外で里帰り）	△400
71	認可外保育施設希望	△500
72	その他（就労状況に虚偽がある場合等）	△100

【「就労」の月の就労時間】

就労証明書の内容を基に、下記の考え方により月の就労時間を計算し、指数一覧表（1～11番）の配点を行います。

- 年間を通じて、毎月必ず超える月の就労時間によって配点します。
月によって就労時間が変動する場合は、原則、就労時間が最も少ない月の就労時間の配点となります。
- 就労時間は、休憩時間・残業時間を含みません。
- 月の就労時間は、原則、就労証明書の月間合計時間や「一月当たりの就労日数」に関わらず、4週として計算
⇒「一週当たりの就労日数」 × 4週

（計算例）

【固定就労】月間合計時間：150時間

一月当たりの就労日数：22日

一週当たりの就労日数：5日

7時間/日（休憩時間・残業時間を除く）

⇒ 7時間/日 × 週間5日 × 4週 = 140時間/月に換算

【変則就労】月間合計時間：150時間（休憩時間・残業時間を除く）

月間就労日数：22日

⇒ 150時間/月 ÷ 22日 × 4週（20日） = 136時間/月に換算

ただし、雇用契約で月2度の週6日勤務が明記されており毎月22日勤務となる場合は、150時間/月

【世帯加算・世帯減算】

申込状況等により、次表（一部）のような優先度の加算や減算があります。（詳細は指数一覧表参照）

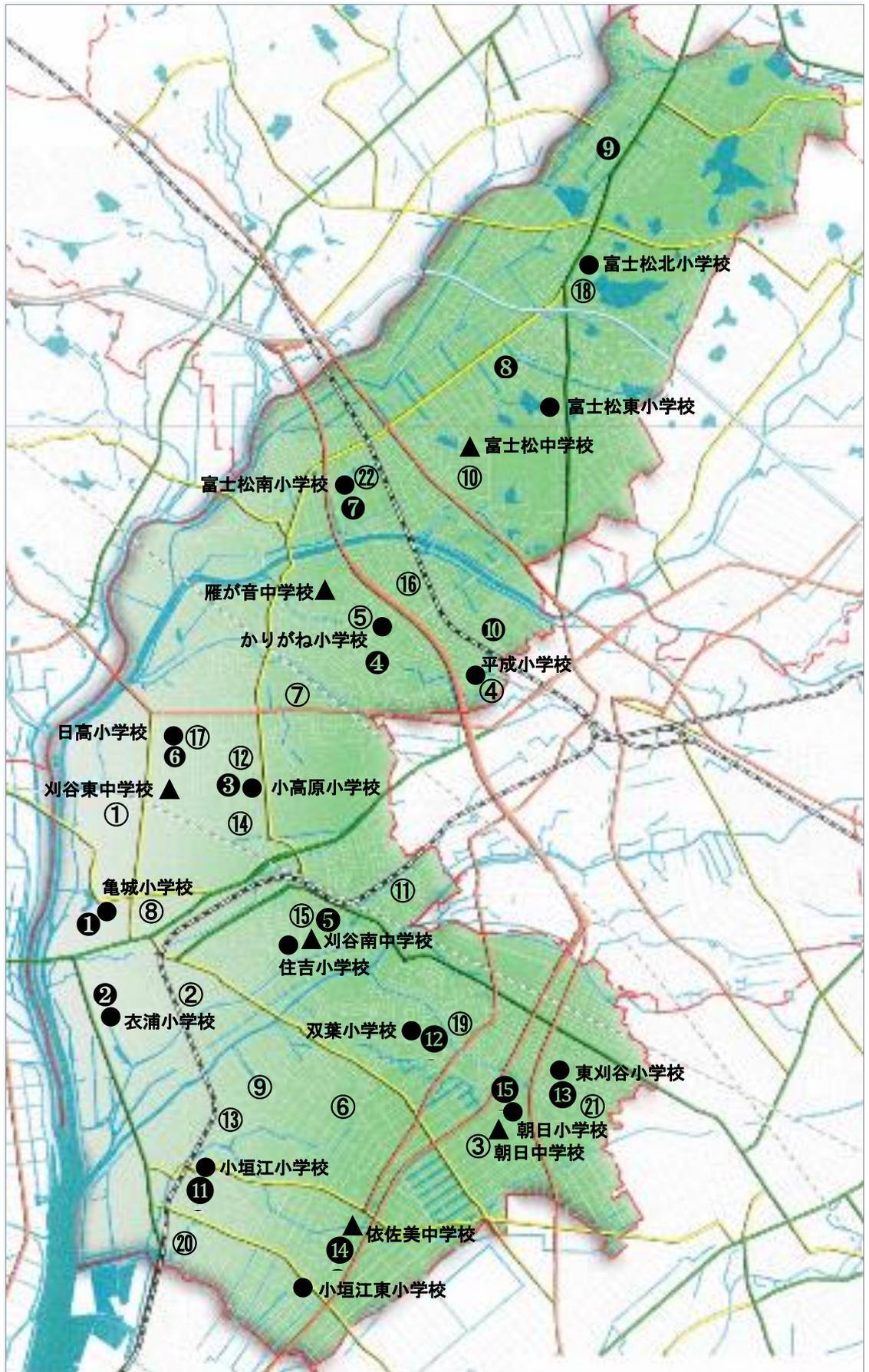
		内 容	指数一覧表
加算	認可外等在園	市内の認可園以外に在園中の場合は、希望園全体の <u>優先度が上がります。</u>	53番
	希望園	希望園の中に乳児園（富士松南保育園・東刈谷保育園の0歳児クラス希望を含む）又は幼児園が含まれている場合、希望園が3園以上である場合は、希望園全体の <u>優先度が上がります。</u> また、小学校区の幼児園を第1希望にしている場合も <u>優先度が上がります。</u>	58～61番
減算	入園月	入園月は、4月の優先度が最も高く、 <u>5月以降は徐々に優先度が下がります。</u> ただし、育休復職の方については、希望園が全て市直営の園（P11の15番から22番までの園）である場合は、5月から3月までの優先度は下がりにません（育休予約制度）。また、入園保留後に認可外保育施設に在園となり、認可外保育施設在園中として申込内容を変更する方については、変更月からの優先度は下がりにません。	63番
	随時申込	一斉申込で入園保留となった方と随時申込の方の入園審査は合わせて行いますが、優先度に差はなく個々の優先度により入園決定を行います。ただし、4月入園希望が保留となり、5月以降も継続して入園審査を希望している方（入園月の減算なし）と、新たに5月以降の入園を希望した方（入園月の減算あり）では、 <u>入園月の減算により点数に差が出ます。</u>	

6 市内保育園・乳児園・幼児園の所在地・定員等

【保育園・乳児園・幼児園 位置図】

	保育園 乳児園名
①	親愛の里
②	こぐま
③	第二こぐま
④	刈谷ゆめの樹
⑤	空のうさぎ
⑥	依佐美清涼
⑦	刈谷大和
⑧	城のうさぎ
⑨	ことり
⑩	ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷
⑪	かりやYMCA
⑫	木の实
⑬	おがきえ
⑭	あおば
⑮	さくら
⑯	かりがね
⑰	日高
⑱	富士松北
⑲	双葉
⑲	慈友
⑲	東刈谷
⑲	富士松南

	幼児園名
①	刈谷
②	衣浦
③	小高原
④	かりがね
⑤	住吉
⑥	日高
⑦	富士松南
⑧	富士松北
⑨	井ヶ谷
⑩	平成
⑪	小垣江
⑫	双葉
⑬	東刈谷
⑭	小垣江東
⑮	朝日



(1) 市内保育園・乳児園の所在地・定員等

園名	所在地	連絡先	定員(人)	対象児童	開園時間	経営主体
1 親愛の里 保育園	熊野町 4-8-7	21-0893	110	0～5 歳児 クラス	AM7:30-PM7:00	社会福祉法人 (民設民営)
2 こぐま 保育園	富士見町 3-304	23-2224	130		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM6:30 まで)	
3 第二こぐま 保育園	半城土町中ノ湫 110	93-1651	110		AM7:30-PM7:30	
4 刈谷ゆめの樹 保育園	一ツ木町 3-5-5	45-7211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
5 空のうさぎ 保育園	築地町 2-26-5	24-3988	90		AM7:00-PM7:00	
6 依佐美清涼 保育園	高須町山ノ神 57	62-8255	120		AM7:30-PM7:30	
7 刈谷大和 保育園	池田町 5-301	93-2211	90		AM7:30-PM7:30 (祝日 PM7:00 まで)	
8 城のうさぎ 保育園	銀座 3-34-1	21-8839	90		AM7:30-PM7:30	
9 ことり 保育園	小垣江町弁天 45	91-8015	90		AM7:30-PM7:30	
10 ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷	今岡町弁天 11	91-2550	90		AM7:30-PM7:30	
11 かりやYMCA 保育園	重原本町 1-5	62-8221	100			学校法人 (民設民営)
12 木の実 乳児園	新富町 1-908	(仮) ONE STEP 22-1788	61	0～2 歳児 クラス(年少未満)	AM7:30-PM7:30	特定非営利 活動法人 (民設民営)
13 おがきえ 保育園	小垣江町南堀 24	63-5500	180	0～5 歳児 クラス	AM7:00-PM8:00 (休日 PM7:00 まで)	刈谷市 株式会社 (公設民営)
14 あおば 保育園	神明町 3-501	22-1235	160			
15 さくら 保育園	若松町 5-52	23-1577	160			
16 かりがね 保育園	一ツ木町 8-18-25	21-2123	180			
17 日乳高 乳児園	日高町 1-404	23-5401	113	0～2 歳児 クラス(年少未満)	AM7:30-PM6:30	刈谷市 (市直営)
18 富士松北 乳児園	東境町大池 8	36-5524	115			
19 双乳葉 乳児園	野田町西屋敷 198-1	21-1858	118			
20 慈乳友 乳児園	荒井町 2-9-1	22-1332	100			
21 東刈谷 保育園	南沖野町 2-15-1	22-9000	180	<u>段階的に 「乳児園」に 移行します (詳細は P14へ)</u>	AM7:30-PM6:30	
22 富士松南 保育園	今川町土取 10	36-3610	160		AM7:30-PM7:00 (祝日 PM6:30 まで)	

※おがきえ保育園は令和9年度、あおば保育園は令和11年度から、0～5歳児クラスまでの私立保育園となります。

※0歳児クラスの入園については、生後6か月より後の月初日です。ただし、こぐま保育園・第二こぐま保育園は生後43日以降、依佐美清涼保育園、ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷は生後57日以降の月初日からです。

※こぐま保育園は、0・1歳児クラス対象の分園があります(振り分けは園が行います。定員数：本園110人/分園20人)。

※木の実乳児園は、令和8年4月開園予定です。申込方法は経営主体(ONE STEP)の連絡先に電話でお問い合わせください。

※各園の状況等により、保育時間、定員、料金等の保育提供体制が変更になる場合があります。

(2) 市内幼稚園の所在地・定員等

	幼稚園名	所在地	連絡先	【参考】 小学校区	定員 (人)	対象児童	開園時間	経営主体
1	刈谷	司町 3-15	23-1019	亀城小	260	3~5歳児 クラス (年少以上)	AM 7:30 ~ PM 6:30	刈谷市 (市直営)
2	衣浦	天王町 3-24	23-2402	衣浦小	210			
3	小高原	原崎町 1-101	23-1049	小高原小	260			
4	かりがね	恩田町 4-156-2	21-3083	かりがね小	260			
5	住吉	神田町 2-3-8	21-5832	住吉小	260			
6	日高	日高町 1-201	22-9361	日高小	260			
7	富士松南	今川町山脇 58	36-0614	富士松南小	260			
8	富士松北	東境町飯島 33	36-5013	富士松東小	260			
9	井ヶ谷	井ヶ谷町下前田 54	36-1611	富士松北小	210			
10	平成	一ツ木町 5-16-1	27-3140	平成小	180			
11	小垣江	小垣江町西王地 28-1	21-7575	小垣江小	260			
12	双葉	半城土中町 3-13-2	22-2427	双葉小	260			
13	東刈谷	東刈谷町 3-8	23-7373	東刈谷小	260			
14	小垣江東	小垣江町上沢渡 33	23-5450	小垣江東小	90			
15	朝日	野田町新上納 301	28-6711	朝日小	260			

※就労等で必要がある場合は、自動車送迎が可能です。

※幼稚園給食は学校給食センターでの調理であり、小中学校と同等の食材管理・衛生管理を行っています。なお、一括調理のためアレルギー対応はありません。

7 保育時間(園児受入時間)と休園日

保育時間は、開園時間を最長として、保育を必要とする理由に合わせ、就労時間や通勤時間等を考慮した最短の時間となります。就労以外の理由の場合は、原則、下記の基本時間が最大の受入時間となります。

	保育園・乳児園	幼稚園
基本時間	月～金(午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分) 土曜日(午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分)	月～金(午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分)
休園日	日曜日、祝日、振替休日及び年末年始	<u>土曜日</u> 、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始

※保護者の就労等の都合により、延長保育、休日(祝日)保育を利用できます。(次ページ参照)

8 延長保育

対象園	おがきえ保育園、あおば保育園、こぐま保育園、第二こぐま保育園、刈谷ゆめの樹保育園 空のうさぎ保育園、刈谷大和保育園、城のうさぎ保育園、ことり保育園 ALL4KIDS ナーサリースクール刈谷、かりや YMCA 保育園、木の実乳児園
対象者	上記対象園に在園の午後7時以降の保育を利用する子ども
金額	月額 2,500 円（通常保育料とは別途必要）で、在籍園が徴収します。
申込方法	おがきえ保育園、あおば保育園：利用希望月の 前月 20 日まで に在籍園へ申請書を提出 上記以外の園：各園にお問い合わせください。

※各園の状況等により、上記が変更になる場合があります。

9 休日（祝日）保育

	保育園・乳児園に在園	幼稚園に在園
利用できる休日	日曜・祝日・振替休日（年末年始除く）	祝日・振替休日（年末年始除く） ※ただし、土日は利用できません。
対象者	保護者の就労等により、日曜日・祝日・振替休日の保育を必要とする子ども ※日曜日に利用される場合は、利用月内で利用した日数分、保育園・乳児園をお休みいただきます。	保護者の就労等により、祝日・振替休日の保育を必要とする子ども
実施園 ※実施園以外の園児も利用可	日曜・祝日 振替休日実施	おがきえ保育園、あおば保育園
	祝日・振替休日実施	こぐま保育園、第二こぐま保育園、空のうさぎ保育園、城のうさぎ保育園 木の実乳児園、さくら保育園、富士松南保育園
申込方法	おがきえ保育園、あおば保育園、さくら保育園、富士松南保育園 ・利用希望月の 前月 1～15 日 までに、オンライン申請又は在籍している園へ申請書を提出 こぐま保育園、第二こぐま保育園、空のうさぎ保育園、城のうさぎ保育園、木の実乳児園 ・ 申請書を提出する前に実施園に予約 ・利用希望月の 前月 1～15 日 までに在籍している園へ申請書を提出	

10 ならし保育

保育園・乳児園・幼稚園へ入園することで、お子様の生活環境が変わることになります。その負担を和らげるため、「ならし保育」の期間を設けています。ならし保育期間中は、園と相談しながら、徐々に保育時間を延長します。就労等の方は、就労等開始日より少し早めに入園することができます。

復職日等（就職日・就学日を含む）と入園日、ならし保育期間の関係は次表のとおりです。ならし保育期間中の保育料は通常の入園と同じ取扱いになります（減免措置や日割り計算などはありません）。

復職日等	入園日	ならし保育期間
4月1日	4月1日	なし
5月以降の各月1日	前月1日	1か月
各月2日～31日	当月1日	1日間～4週間程度

※復職日等が4月1日の場合は、年度替わりとなるため、ならし保育期間はありません。ならし保育を希望される場合は、例えば4月中旬頃に復職されることをおすすめしています。

※入園日は各月1日のみです。

11 転園

毎年、一斉申込期間中に翌年度4月1日入園分の転園希望の受付を行います。

なお、乳児園の2歳児クラスは、3歳児クラスに上がる際に別園に移ることになりますが、この場合は転園ではなく進級です。毎年9月頃に進級希望調査票をご案内しますので、転園希望ではなく、乳児園からの進級希望調査に回答してください（入園審査の優先度の加算あり）。

	内 容
申込み	申込期間：一斉申込期間中（令和7年10月1日～10月24日） 提出書類：一斉申込と同じ提出書類（「子どものための教育・保育給付認定申請書」を除く） ※必要書類は子ども課にて配布しています。 提出先：子ども課
入園審査	転園の入園審査は、4月入園のみで5月以降はありません。
転園の決定	○転園が決定した場合のみ連絡があります。 <u>※転園決定後は辞退することができず、現在の在籍園に通うことはできません。</u> ○転園が決定しなかった場合は、引き続き現在の在籍園に通うことができます。

12 乳児園への移行について

お子様が0～2歳児の時期からの保育を希望される方が増えており、多くのお子様を受け入れられるように、富士松南保育園と東刈谷保育園の2園について、令和8年度から5年間の移行期間を経て、令和13年度からは、0～2歳児クラスの乳児園になります。

【概要】

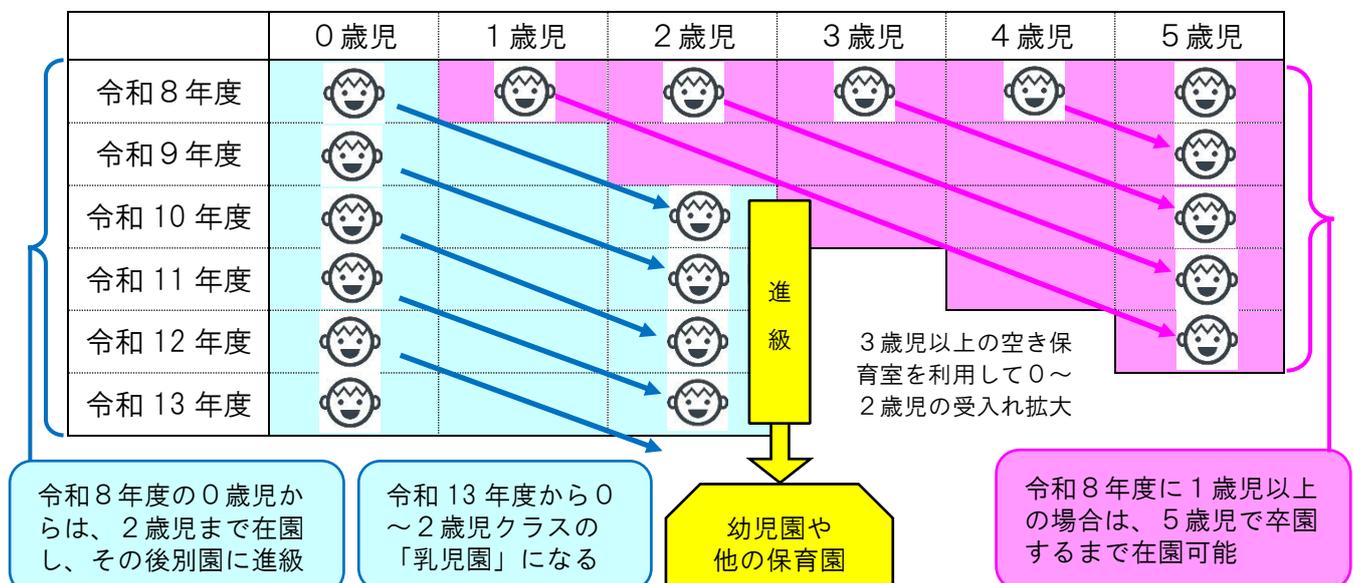
- 令和8年度に1～5歳児クラスのお子様は、5歳児クラスまで在園し、卒園となります。
- 令和8年度に入園する0歳児クラスのお子様からは、2歳児クラスまで在園し、その後は幼稚園や他の保育園など別園に進級となります。幼稚園では、乳児園から進級できる受入枠を十分に確保しています。また、進級時の別園への入園審査の優先度において、入園しやすくなるよう加算を設けています。

例) 令和8年度に0歳児クラスに入園したお子様 → 令和10年度末まで在園し、令和11年度から幼稚園など別園に進級

- 令和11年度に3歳児クラスは無くなり、0～2、4、5歳児クラスの編成になります。
- 令和12年度に4歳児クラスが無くなり、0～2、5歳児クラスの編成になります。
- 3～5歳児クラスについて、当該年度にクラスがある限り、新規入園申込みは可能です。
- 移行期間中でも、各年齢に応じた園の行事は引き続き行います。

【乳児園移行イメージ】

令和13年度に乳児園になるまでの各年齢の在園状況を表しています。



13 保育料・給食費

保育料は、児童の年齢と父母合算の市町村民税の課税状況をもとに決定するため、ご家庭ごとに異なります。令和8年度保育料の4月分から8月分は令和7年度の市町村民税額により、9月分以降は令和8年度の市町村民税額により決定しますので、保育料は9月分から変更になることがあります（変更の場合は9月中旬頃お知らせします）。3歳以上児については、幼児教育・保育の無償化により、保育料（授業料）は無料になりますが、延長保育料や給食費等の実費徴収分は原則かかります。

税額や家庭状況に変更があった場合は、早急に子ども課まで申し出てください。

令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	令和7年度(令和6年分)市町村民税					令和8年度(令和7年分)市町村民税						

【保育所等保育料基準額表】

階層区分		保育料基準額（月額）		
区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	
B	A階層を除く当該年度分の市町村民税額が非課税の世帯			
C1	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満		8,400円
C2		48,600円以上 62,000円未満		11,400円
C3		62,000円以上 71,500円未満		14,600円
C4		71,500円以上 110,000円未満		19,800円
C5		110,000円以上 140,000円未満		27,400円
C6		140,000円以上 165,000円未満		36,400円
C7		165,000円以上 205,000円未満		40,200円
C8		205,000円以上 335,000円未満		44,000円
C9		335,000円以上	47,000円	

※保育料を算定する市町村民税額の計算には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除額等（調整控除を除く）は適用されません。

【給食費（主食費・副食費・おやつ代）】

施設	給食費
公立保育園・幼稚園（2号認定）	日額 260円
私立保育園	月額（園ごとで異なります）

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

※公立保育園・幼稚園（2号認定）の給食費は、指定の口座から、翌月末日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に引き落としとなります。

【保育料・給食費の減免特例】

①第2子以降	保育料は、「当該年度の3月31日時点において18歳以下の児童で数えて2番目以降」である場合は無料です。また、給食費は、3番目以降から無料です。
②市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯	保育料は、兄・姉の年齢を問わず第2子は保育料基準額の半額、第3子以降は無料です。また、給食費は第1子から無料です。
③「ひとり親世帯」又は「在宅障がい児(者)のいる世帯」で、市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯	保育料は、第1子に該当する0～2歳児は1,400円、第2子以降は兄・姉の年齢を問わず無料です。また、給食費は第1子から無料です。

【祖父母同居の場合】

保育料・給食費は、基本的には児童の年齢と父母の市町村民税の課税状況を基に決定しますが、父母のいずれも市町村民税が非課税の場合には、同居の祖父母のうち税額が高い方の税額により決定します。

祖父母が同一地番に居住している場合は、同一棟であり、かつ、トイレ・台所・居室が共有であれば同居扱いとなりますが、別棟（屋根がつながっていない）又はトイレ・台所・居室が別（父母と祖父母が独立した空間で生活している）であり、かつ生計が別であることが確認できれば別居扱いとなります。

【前年の収入額を申告していない場合】

前年に扶養内で就労をしていた方又は就労しておらず収入がなかった方、海外から転入された方、その他自己都合等の理由により前年の所得を申告していない方は、保育料・給食費を算定するために申告が必要です。

市町村民税が確認できない場合、保育料が最高額となり、給食費の減免が適用されないことがあります。

14 保育園・乳児園・幼児園入園Q&A

- (1) 施設の概要 No.1～7
 (2) 入園手続き No.8～26
 (3) 入園審査結果（内定辞退・入園保留など） No.27～32
 (4) 入園後（就労状況等の変更・育休・転園など） No.33～42

(1) 施設の概要

No.	項目	質問	回答
1	入園	保育園・乳児園・幼児園はどんな場合に入れますか？	幼児園については、保護者の就労等によらず入園(1号認定)可能ですが、保育園・乳児園に入れるのは、保護者の労働や病気等の理由により保育を必要とする場合です。
2	入園	希望する保育園・乳児園・幼児園に入れないこともありますか？	市内には、公私立園合わせて37の認可園（保育園17園、乳児園5園、幼児園15園）がありますが、各園で受け入れる人数には限りがあるため、希望園に入園できないことがあります。
3	入園	保育園・乳児園・幼児園は、子どもに障がいがあっても入れますか？	お子様の状況は、様々であると思いますので、個別に面接を行い、集団生活が可能であれば入園は可能です。適切な療育が子どもの一層の成長につながることもありますので、療育施設についてもご検討ください。
4	特徴	保育園・乳児園・幼児園の違いはありますか？	それぞれの受入年齢が異なります。保育園は0～5歳児、乳児園は0～2歳児、幼児園は3～5歳児です。 保育園・乳児園は、給食が自園調理のためアレルギー対応ができること（アレルギーの程度による）や、保護者がともに就労等の場合は、土曜日・日曜日・祝日も預けることが可能で、日曜日と祝日は休日保育実施園での利用となります。 幼児園は、小学校の学区毎にあることや、保護者がともに就労等の場合は、祝日も預けることが可能で、祝日は休日保育実施園での利用となります。また、退職した場合でも2号認定から1号認定に切り替えることで、引き続き同じ園に在園することが可能です。
5	保育内容等	幼児園は他の市直営の保育園と比べて、教育の内容の違いはありますか？	幼児園は全て市直営で、市直営の保育園との間で職員異動も行われており、他の市直営の保育園と保育・教育の内容の違いはありません。
6	保育内容等	乳児園は他の保育園と比べて、保育内容や料金は違いますか？	市直営の乳児園は他の市直営の保育園とは保育内容・料金ともに違いはありません。民設民営の保育園は独自の保育プログラムを実施している場合がありますが、保育料については変わりません。
7	給食等	給食やおやつの内容について、園によって違いはありますか？	公立園と私立園では内容の違いがあります。 なお、公私立園を問わず、利用者が少ない状況や緊急対応などの理由で、一時的に外部搬入の食事になる場合もあります。

(2) 入園手続き

No.	項目	質問	回答
8	希望園	園に通えるかどうかわからない場合も念のため入園希望を出しておいて、内定後に辞退をすることは可能ですか？	入園しないのに、申込みを継続されると、他の申込者にも影響があります。また、入園を辞退した場合には、今後の入園審査において、優先度が下がりますので、通うことができる場合にのみ入園申込みを行ってください。
9	面接	一斉申込の面接期限である 11 月 28 日までに面接ができない場合はどうしたらよいですか？ また、出産前の子どもの面接はどうすればよいですか？	11 月 28 日までにお子様の面接ができない場合、一斉申込は無効・取下げとなりますので、改めて随時申込をしていただく必要があります。 また、出産前あるいは新生児で外出が難しいお子様については、その旨を第 1 希望園に伝えてください。入園決定後に面接となりますので、子ども課からの通知をお待ちください。
10	就労	就労証明書の様式は任意ですか？	9 月 1 日に市 HP に掲載の様式をご使用ください。 令和 8 年度の一斉申込では、令和 7 年 9 月 1 日以降に勤務先が発行した就労証明書が有効となります。
11	就労	4 月以降の就労先が決まっていますが、一斉申込できますか？	「就労見込み」として就労予定先から就労証明書が発行されていれば、就労証明書（見込）の就労時間を下回らないことを条件として、就労での申込ができます。 就労証明書が発行されない場合については求職活動での申込は可能ですので、「求職活動・起業準備申立書兼誓約書」をご提出ください。
12	就労	A 園なら 7 時間勤務できるが、B 園になってしまうと、6 時間勤務でないとお迎えが間に合わないのですが、どのように申し込めばよいですか？	7 時間就労で A 園のみを希望するか、6 時間就労で第 1 希望 A 園及び第 2 希望 B 園とするかのどちらかで申し込んでいただくことになります。
13	就労	雇用契約上の就労時間は時短勤務ですが、実際は残業でフルタイム就労ですが、どのように入園審査されますか？	残業による就労時間の増加は、繁忙期等の様々な事由による流動的なものであるため、入園審査で考慮することはできません。あくまでも雇用契約上の定時となる就労時間での審査となります。 フルタイムでの審査とするには、あらかじめフルタイムの雇用契約について、勤務先と調整することをご検討ください。
14	就労	3 月 31 日に産休期間が終わるため、4 月 1 日のみを有休の扱いとし、4 月 2 日から育休に入る場合は、4 月入園申込みは、「就労」の理由で可能ですか？	原則、毎月 1 日時点の状況が適用されますが、ご質問のような家庭の状況として事実上育休の状態であるとみなされる場合等は、就労等の理由で入園することはできません。

No.	項目	質問	回答
15	妊娠・出産	4月1日まで産休で、育休が4月2日から始まります。4月入園申込みは、「妊娠・出産」の理由で可能ですか？	原則、毎月1日時点の状況が適用されますので、ご質問の場合は、4月末まで産休の理由で入園申込みが可能となります。
16	疾病・障害	医療的ケアスコアとは何ですか？	医療的ケアを必要とする方が、障害福祉サービス等を利用するに当たり、どの程度の看護職員の配置を必要とするか等を判断するための指標のことです。
17	求職活動	例えば、年度途中の9月から求職活動を始めたい場合、一斉申込は可能ですか？	令和8年度全体（4月から3月まで）の入園希望者を募集しますので、9月から求職活動を始めたい場合も一斉申込をすることは可能です。
18	受入枠	園の定員数・空き状況により、入りやすい園はありますか？	園の空き状況は、園児の転出入のタイミングや保育教諭の採用や退職などに左右され、常に変化します。 よって、入りやすい園は、予測ができません。 従いまして、入園申込みにおいては、通園可能な希望する園をできるだけ多く記載することをご検討ください。 なお、随時申込に関して、毎月翌月の空き状況を市HPに掲載しています。
19	受入枠	各園の受入枠を教えてください。	各園の受入可能枠については、定員の範囲内で、保育教諭の確保状況により、毎月変動しますので、お答えができません。
20	市外入園	刈谷市外の保育園等を利用したいのですが、入園できますか？	市外の保育園等へ入園することを、「広域入所」と言いますが、里帰り出産で一時的に市外の保育園等を利用する場合などが対象となります。 市区町村により、申込み期限などの取扱いが異なりますので、利用を希望される場合は、子ども課へお早めにご相談ください。
21	転入	現在、市外在住ですが、刈谷市内の保育園・乳児園・幼稚園の入園申込みはできますか？	刈谷市に転入した際の住所が確定しており所定の期限までに児童の面接を行うことができる方、かつ入園月の前月末までに確実に転入できる方は、申込みことができます。 入園月の前月末までに転入ができなかった場合は、入園が取消しになりますので、ご注意ください。 なお、広域入所により、一時的に刈谷市内の園を利用されたい場合は、お住まいの市区町村へご相談ください。
22	内容変更	一斉申込期間内に、申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？	申込みを行った第1希望園にて、申込内容の変更（差し替え）を受け付けます。

No.	項目	質 問	回 答
23	内容変更	一斉申込期間後に、申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？	一斉申込期間を過ぎた場合は、保護者側の事由による内容変更は原則できませんが、諸事情により内容変更が必要になる場合は、ただちに子ども課にご相談ください。 なお、一斉申込の結果が入園保留になった後も、引き続き入園審査の対象となるため、状況が変わった場合（市内転居により希望園を変更したい場合や育児休業を延長したことにより審査を希望しない場合等）は、必ず申込内容の変更をしてください。
24	内容変更 随時申込	随時申込の申込内容を変更したい場合はどうすればよいですか？	審査前（入園希望月の2か月前の15日）までであれば、窓口にて申込内容の変更を受け付けます。軽微な変更であれば、電話での変更も可能です。 なお、申込内容の変更は、新規申込とみなされますので、申込内容を変更した場合、入園月の減算「5月～3月」が適用されます（認可外等在園加算の変更を除く）。
25	随時申込	随時申込は電子申請できますか？	お子様の面接と保育に関する制度を直接ご説明させていただく必要があるため、原則、窓口での手続きとなります。国外や県外にお住まいの場合は、手続方法について、相談させていただきますので、電話やメール、「市HPからのお問い合わせ」からご連絡ください。
26	その他	認可保育園以外の園に入園するための手続きを教えてください。	認可外保育施設等の手続きは、施設によって異なりますので、保護者が直接施設にお問い合わせください。

(3) 入園審査結果（内定辞退・入園保留など）

No.	項目	質問	回答
27	内定辞退	認可保育園の内定を辞退して、認可外保育施設に入園した場合、補助金は受けられますか？	内定を辞退した場合や申込内容の変更により、内定が取消しとなった場合は、刈谷市の認可外保育施設利用に関する補助金の交付を受けることができません。
28	保留通知	保育園に入れなかった場合は、育児休業延長等のため、会社に入園保留通知（保育の利用ができないことの証明）の提出が必要になりますが、発行できますか？	期日までに入園の申込をしている場合（随時申込の場合は、2か月前の15日が申込期限です）は、入園希望月の前月初日から、子ども課窓口又はオンラインにて発行の手続きができます。 子ども課窓口で申請した場合は即日紙媒体での発行、オンライン申請の場合は、概ね1週間後にご自宅に郵送させていただきます。 なお、内定を辞退した場合や申込内容の変更により、内定が取消しとなった場合は、発行はできません。
29	保留通知	令和7年5月生まれの子がおり、令和8年11月に入園したいため、令和8年5月の入園申込みは行わなかった。入園保留通知（保育の利用ができないことの証明）は発行できますか？	令和8年5月の入園審査を行っていませんので、令和8年5月に入れなかったという旨の証明書を発行することはできません。 入園保留通知（保育の利用ができないことの証明）は入園審査を行った上で入れなかった場合のみ発行されます。
30	保留後	入園保留になり現在の待ち順位が知りたい場合、教えてもらえますか？	入園保留となった場合の待ち順位については、入園審査が随時申込の方とあわせて行うことから常に変動するため、お答えできません。
31	保留後	認可保育園に入園できなかった場合はどのような対応がありますか？	認可外保育施設や私立幼稚園の利用をご検討ください。 認可外保育施設等の空き状況や申込み方法につきましては、認可外保育施設等に直接お問い合わせください。 なお、認可外保育施設等に在園しながら認可園を希望されている場合、入園審査で優先度の加算がありますので、子ども課へお申し出ください。
32	保留後	認可保育園に入園できなかった場合、一時保育は利用できますか？	一時保育を利用することはできますが、利用の可否が毎月抽選になるなど、希望の日にちを確保できない可能性が高いため、定期的なご利用を希望される場合は、認可外保育施設等をご検討ください。 また、保育園等の入園申込みをしたまま一時保育を利用することはできませんので、一時保育を利用される場合は、入園申込みを一旦取り下げる必要があります。 ※おがきえ保育園・あおば保育園では、令和8年度以降、「こども誰でも通園制度」の導入に伴い、一時保育の抽選枠等が縮小される予定です。

(4) 入園後（就労状況等の変更・育休・転園など）

No.	項目	質 問	回 答
33	利用日	4月1日入園で、育休復職日が4月30日です。ならし保育を利用予定の場合、入園式前の4月1日から登園できますか？	4月1日時点で仕事を開始されない場合は、入園式後の登園にご協力ください。
34	利用日	育休中ですが、お盆休みに預けることはできますか？	お盆や年末年始等を含む会社等の長期休業期間のうち子ども課が毎年定める一定期間については、育児休業中や休暇等で家庭保育が可能である場合は、預けることができません。 なお、保育料はこのことを見込んでいるため日割計算の対象とはなりません。
35	入園後 就労時間	月60時間の就労の理由で入園した場合、ある月の就労実績が58時間になり、次の月に62時間働けば、継続して在園できますか？	常に月60時間以上の就労である必要があります。60時間を下回った場合は、退園（2号認定喪失）となりますので、あらかじめ60時間を下回らないような出勤予定とするなど、勤務先と調整するなどの対応をご検討ください。
36	入園後 就労時間	入園後、勤務時間の時短の取得は可能ですか？ 入園時から状況に変更があった場合、連絡は必要ですか？	原則、入園（申込）時の勤務時間を短くすることはできません。 勤務先に確認の上、申込時又は入園時以降で、保育の優先度が下がらないような勤務時間等で申し込んでください。 不測の事態により、状況の変更が見込まれる場合は、必ず変更する前に子ども課にご相談ください。（相談なく変更された場合は、退園となり、再度入園申込みの上、再審査となります。）
37	入園後 育休	保護者の就労等により、保育園・乳児園に在園していますが、上の子が2歳児クラス以下で、下の子が生まれて産休や育休を取得する場合、保育園や乳児園へ通うことができますか？	上の子が2歳児クラスで4月1日以降に下の子が生まれ、かつ上の子の就学までに保護者が復職する場合は、継続在園が可能です。乳児園の場合も就学までに保護者が復職する場合は継続在園でき、3歳児になる際の進級先においても2号認定を受けられます。 上の子が1歳児クラス以下の場合は退園となります。ただし、出産する子が2歳児クラス以下の子で数えて3人目以降である場合（出産する子が双子の場合等も含む）で、かつ上の子が就学までに保護者が復職する場合は、継続在園が可能です。

No.	項目	質 問	回 答
38	入園後 育休	例えば、父が育休を取得した場合、退園になるのでしょうか？	育休は、育児のための休業ですので、育休を取得した場合は、原則、保育園・乳児園を退園することとなります。しかし、一方の保護者が育休を取得していても継続在園可能な児童については、他方の保護者が年度内において、育休開始日から起算して 60 日目の属する日の月末までの間については、退園になりません。 例えば、上の子が年少で、母が産後休業及び育休を取得し、父が半年の育休を取得する場合、父の育休開始日がいつからであるかに関わらず、年度内において、父の育休開始日から起算して 60 日目の属する日の月末まで在園することができます、その後退園となります。
39	入園後 退職	就労の理由で保育園・乳児園・幼児園を利用していましたが、仕事を辞めることになった場合、継続在園は可能ですか？	求職活動をしない場合は、退職日が属する日の月末をもって退園となります。 退職後、ただちに求職活動を始める場合は、在籍園経由で求職活動・起業準備申立書兼誓約書等を提出の上、退職日の翌日から起算して 60 日目の属する日の月末までは求職活動として在園をすることができます。その後、就労の理由で継続在園する場合は、求職活動期間中に在園基準を満たす（退職前と同等以上の保育の優先度の）就労証明書等を在籍園経由で子ども課へ提出してください。 なお、幼児園に在園の場合は、1号認定に切替えの手続きをしていただければ継続在園が可能となります。
40	入園後 現況確認	入園後、就労時間等の確認はありますか？	毎年、現況届及び保育の必要性に関する証明書(就労証明書等)を提出していただき、確認をしています。 なお、現況届の提出以外の時期であっても、必要に応じて、就労確認（現地確認を含む）を行う場合があります。
41	入園後 転出	市外への転出を検討しているのですが、現在の園にはいつまで在園できますか？	転出日(その月の 1 日時点で刈谷市に住民登録されていることが必要(その月の 2 日以降の転出))が属する月の月末まで在園が可能です。ただし、転出先等において、入園が決定している場合は、その入園日の前日までとなります。
42	転園	きょうだい別々の園になった場合、転園を希望することは可能ですか？	年度途中の転園は原則受付していません。一斉申込期間中に翌年度の 4 月入園の転園申込みをしていただくことは可能です。4 月入園の転園が決定しなかった場合、元の園に引き続き在園することが可能です。転園の審査は 4 月入園のみで 5 月以降入園の審査はしません。

児童面接票（オンライン一斉申込み）

面接日： 月 日

面接時間： 時 分 ～

第一希望園名： _____

本書はオンライン申込みの方のみが対象となります。

（書面提出の方はこちらの面接票は不要です）

事前に第1希望の施設へ電話連絡の上、本票を持参し、児童の面接を受けてください。

児童の面接時に本票は第1希望園で回収します。

1 申込児童

氏名	フリガナ	生年月日
		年 月 日

2 代表保護者氏名・連絡先等

氏名	第1連絡先	第2連絡先
	— —	— —

3 児童の発達について気になること（自由記載）

--